

日程第3 議案第14号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第3 議案第14号 橋本市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）議案書23ページでございますが、これはふるさと納税の応援基金の条例の第7条の項目を、今までは五つほどの項目があったと思うんですが、それが三つの項目に縮小して変えるというか、まとめて変えているんですけれども、その項目を変えられた理由と目的、それから、今までは1番から5番で、割と市民の納税される方々にとっては比較的わかりやすい項目がたくさん出ておりますので良かったんですが、改正後は、今まで納税された方々のところの1から5まであるんですが、それが新しく1から3までになったら、何番が何番に入るのかというその辺のところをちょっと細かくご説明していただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、ふるさと応援基金につきましては、ふるさと橋本市を応援し、ふるさと橋本市の元気づくりに賛同する方々からいただく寄附金から成っております。

今回の改正につきましては、本定例会にも提案しております第2次長期総合計画基本構想に基づく前期基本計画にあります、先行的に取り組むプロジェクトの実施に向けて、こ

の計画以下についてはこれらの事業に力を入れていきたいというふうに考えており、この橋本市を応援し元気づくりに賛同していただく方々からも支援をいただきたいという思いで、今回の改正をさせていただいた次第でございます。

今回の項目が主に五つから三つになったんですけれども、働けるまちづくりプロジェクト、それから、安心して住み続けられるまちづくりプロジェクト、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトにつきましては、議員がおっしゃるように、これだけを見るとなかなか具体性ということもありますので、パンフレット、それから、ホームページ等これから承認をいただければ、周知をしていく際にはもう少し使い道につきましては、この基本構想基本計画に書かれてある内容等をもう少し詳しく書かせていただいて、納税をしていただく皆さまにできるだけわかりやすく、選択しやすいような形を考えてございます。

移行の内容なんですけれども、基本的には全く新しいプロジェクトになってまいりますので、今回、働けるまちづくりプロジェクトにつきましては、主に経済関係の振興施策について充当されていくようになりますので、今現在、元気なまちづくりプロジェクト、ここに係っているものが主に入ってくるかというふうに考えてございます。

それから、安心して住み続けられるまちづくりプロジェクトにつきましては、主に福祉的などところが中心になってきますので、これについては新たな項目になるのかなというふうに考えてございます。

それから、子ども・子育てのびのび夢プロジェクト、観光振興交流プロジェクトにつき

ましては、みんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトのほうにはのびのびの夢プロジェクト、それから、観光振興につきましては働けるまちづくりプロジェクト、そちらのほうに移行をしていくような形で考えてございます。

なお、今回、改正をするにあたりまして、従前の今の現状のプロジェクトで、納税いただいた寄附金につきましては、この使い道を経過措置のほうに書かせていただいているんですけども、その使い道はそのまま尊重させていただきまして継続する事業に充当をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それを整理させていただきますと、元気なまちづくりプロジェクト、それから、子ども・子育てのびのび夢プロジェクト、花と緑のリサイクル事業、この三つについてはまだ残高等がございますので、改正後もこれらの事業に充当させていただきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）18番 土井君。

○18番（土井裕美子君）ご丁寧に説明いただいたんですが、1番から5番までの項目があるのでわかりやすく、できましたら、1番は新規の1、2、3の中のどれに入るのかというその辺のところをちょっと具体的に、わかりやすく言ってもらえますか。そのまま宙ぶらりんにはなりませんよね、新しく改正されるんだから。だから、改正前の1番から5番までが、改正後の1番から3番までの何番に当てはまるのかというのを、ちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）1番の元気なまちづくりプロジェクトにつきましては、主に1番の働けるまちづくりプロジェクトになります。それから、2番の子ども・子育ての

びのび夢プロジェクトにつきましては、3番のみんなで子どもを育てるまちづくりプロジェクトになります。観光交流プロジェクトにつきましては、一部除外される内容もあるんですけども、元気なまちづくりプロジェクトになってまいります。すいません、働けるまちづくりプロジェクトになってまいります。失礼いたしました。

それから、安全安心まちづくりプロジェクトにつきましては、これにつきましては主に新しく項目の中には直接は入ってございません。それから、花と緑のリサイクル事業につきましても、個別の事業になりますので、これについても新しいところでは該当しないんですけども、従前の用途につきましては、これらの事業を実施する際に充当をさせていただくというふうにさせていただいております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）この条例に対して賛成反対ということではないんですけど、やっぱりふるさと納税というのはわかりやすく記載しないとイケないと思うんです、目的を。というのは、今回のこの改正はどうしても偏って僕は見てしまうんで、気を悪くされたらおわびするんですけども、ふるさと納税基金をいただいて使わせていただく行政、これから使う側の色分けというか、そういうふうに見えるんです。でも、ふるさと納税というのは、もう一方で、橋本市頑張れよと言うてくれる納税者側の入り口でもあるわけなんです。

前にも僕、一般質問したんですけども、入り口からの目線でいうと、お金を寄附して商品を欲しいなという方の納税者と、本当に同じ納税するんやったら橋本にやろうという人と、だいたい大きく二通り分かれると思うんです。それと重なった方もおられると思うん

ですけれども、その人たちがまず優先順位の1番であると考えたときに、こうやって色分けしても、実際、ほんだら1万円納税しようかとなったときに、どれにを使ってほしいというのがぱっとわかるようになっていっているのかどうかというのが一番大事やと思うんですけれども、この改正やったら、ちょっとそれを僕は感じられないと思うので、その点に対しての見解をいただきたいのと、ちょっと先ほどの18番議員とかぶったら、ちょっと聞き取れなかったんで再度聞くんですけれども、旧の改正前の1番が1になったり、2番が3になったりときき答えていましたけど、今、入っているお金、現在この5項目並びに、あとその他市長が認めるものとかになると思うんですけれども、これの使い道、市長が認めるもの、その他の部分はどないでも使っていたら、みんなで選んだ市長なんで、市長のまちづくりに関することに使っていただいたらかめへんと思うんですけれども、今、色分けされて入っているお金がちゃんと使い切れるのかどうか、この二点をお伺いいたします。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけれども、納税者にとって本当にわかりやすくなっているのかということでございます。本当に納税していただく方のお気持ちに市に本当に伝わりやすい、そういうふうな申し込みフォームであるとか、それを伝えるパンフレット、ホームページ等、必要かというふうには考えてございます。ですので、今回の改正に伴いまして、大きく三つのプロジェクトとその他市長が認めるものと返礼品というふうな形の五つの項目になってくるんですけれども、これをまた多くの方々にお伝えしていく際には、納税者の方の思いがやはり市に伝わりやすくなるように修正等を加えていきたいと、ホームページ、パンフレット等、

それから、申し込みフォーム等を考えていきたいというふうに思っております。

今までの残高のある基金の使い道なんですけれども、これにつきましては元気なまちプロジェクト、これについてはまだ見込みなんですけれども、約850万円ございます。これにつきましては、今までどおりの使い道ということで、30年度中に充当させていただくような形で今は考えてございます。

それから、子ども・子育てのびのび夢プロジェクトにつきましては、約570万円残高が残る見込みでございます。これにつきましても、平成30年度の継続しておる事業に、主に充当をさせていただく予定でございます。

それから、花と緑のリサイクル事業につきましては、約760万円残高が見込んでございます。これにつきましては、今のところ毎年度、花と緑のリサイクル補助金ということで75万円、予算措置をさせていただいております。したがって、これにつきましては新たなこの事業に関して何かできない限り、この事業がそのまま継続されていくということになれば、当面、この事業にこの基金を充当していくというふうに考えてございます。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（岡 弘悟君）指摘してください。

○12番（堀内和久君）室長の説明の仕方やったら、旧の3番、4番の説明も要るのかなと思うんですけれども、残高ゼロという解釈でよろしいんですか。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）3番、4番の事業につきましては、今までいただいた寄附金に関しましてはほぼ全額充当させていただいておりますので、残高はないというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）細かい説明をありがと

うございます。橋本市のええように使っているという思いは、市長部局と議員と納税者とイコールになっていて、一部ではせっかく納税したんやからええ商品欲しいなって、これも一つの社会情勢というか、コマース等でいろいろやっているんで、それはそれで臨機応変に室長としてはお仕事させていただいておるのは感謝申し上げるところなんですけども、ふるさと納税した納税者の目線の配慮というのがやっぱりどうしても、自分がもし納税者やったらややこしいなど。

長期総合計画云々というのは、あくまで市とか国とか、全体的な参考書というか、こういうふうに10年後ありたいというのが長期総合計画であって、それをつくっていく上で、働けるまちプロジェクトとか、参考書で書いていただいておって、僕はわかるけども納税者は絶対にわからないと思います。その上で、ちゃんとこのお金は何に使えるんやって、商品を買って、その他は市長に任すよという人がほぼ100%なんであれば、別に条例を改正する必要もないですし、結局、長期総合計画に基づいて、こっちの都合で変えとる条例なんと違うのかなというふうに僕は感じます。

だから、納税者目線に変えるのであれば、僕、前にも一般質問してあるんですけども、「前畑、頑張れ」とかいいろいろやっている。野球場というたらちょっと個人的な感情が入るので、スポーツ施設とか、スポーツ振興も一つの観光振興になるんじゃないかなとか、DMO云々もあると思いますし、使えるお金の分母を増やしていきたいのであれば、地方創生の裏にふるさと納税を使っているという例もあると思うので、それを橋本市がやっていくのであれば、項目というのはまず間違っているんじゃないかなと。ほんで、再度言わせてもうたら、納税者目線の配慮が足りないというのが僕の意思でございます。意思とい

うか、意見でございます。その点について、2回しか質問はできないんでこれで終わるんですけども、ここらの修正というのは本当に納税者の目線と、今まで議員として質問したことが色になっているんかどうか、ほんえで、やっていくという気持ちがあるんかどうか、その点だけお伺いして終わらせてもらいます。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、本当に市としても応援をしていただきたい事業、それから、納税者の方にとっても橋本市が発展してもらいたいと、そういう両者の思いというのが本当にきちっと伝わるような形で、今後、ホームページ等、この基金について、またふるさと納税に関して、そのような形でホームページ、申込書、それから、民間のホームページサイト等、できる範囲内でそのような形で修正もしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

20番 辻本君。

○20番（辻本 勉君）今、いろいろ説明いただいたんですけども、12番議員とか18番議員の意見も踏まえた中で、今後そういうものを出すんじゃなしに、この条例をこういうふうに変えるんやったら、この中身についてもっと、こういうふうに市民にわかりやすくしますよということを添付して、やっぱり議会のほうに提案してこないと、こういう問題がどんどん出てくるわけでしょう。我々はわからんからね。我々がわからんもん、市民が見たってわからんのやから、市民にこういうふうにもっとちゃんとしたものを出しますんやったら、これと同時にやはり出してくべきやと思うんです、僕は。ちゃんとね、そうでしょう。もっとわかりやすいものを市民に提供するのであれば、議会へもそういうものを出してくるというのが、僕は普通やと思うんで

す。その辺の手順がちょっと悪いというか、そやからこういう質問がどんどん出てくるわけでしょう。その辺、十分やってもらわんと、今度、常任委員会でも議論がしにくくなってくると思うで。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）今回の目的、使途に関しての修正、三つの大きなプロジェクトにつきましては、今回、提案させていただいてございます基本構想の基本計画、参考資料のほうに一部はつけさせていただいてあるんですけども、また、もう少し具体的な内容については、資料のほうを用意させていただきたいというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第14号については、総務委員会に付託いたします。

日程第4 議案第15号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第4 議案第15号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号 橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第5 議案第16号 橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）退職金を引き下げるといふ条例だったとは思いますが、これによって実際どのぐらいの金額が削減になるのか。それと、附則を読んでいてもちょっとよくわからなかったんですけども、それがいつの退職の分から実施されるのか。二点

についてお願いします。

○議長(岡 弘悟君) 総合政策部長。

○総合政策部長(上田力也君) まず、一点目のどれぐらいの額が減額になるかということなんですけれども、一応、試算をしてみました。今、新しい基準によって支給の最高月数というのが、およそ47カ月分ということになります。それで計算しますと、およそ80万円程度の減額になるということです。

二点目の施行日なんですけれども、30年の4月1日から、これが施行日としております。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

8番 阪本君。

○8番(阪本久代君) そしたら、今年の3月で退職される方は対象外ということですね。確認です。

○議長(岡 弘悟君) 総合政策部長。

○総合政策部長(上田力也君) おっしゃるとおりでございます。

○議長(岡 弘悟君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

8番 阪本君。

〔8番(阪本久代君) 登壇〕

○8番(阪本久代君) 議案第16号について、反対の立場で討論いたします。

人事院勧告によって、この公務員と民間との退職金の差の調査の上で、公務員のほうが高いということで退職金の引き下げが勧告されたということなんですけれども、今のご答弁でも80万円の減額になると。橋本市におきましては、今、財政健全化の中で、職員の給与がカットされて、2年、3年になるのかな。その中で、また、退職金も、今年の3月の退職される方は対象外で、来年からということではありますけれども、やはりさらに退職金も引き下げられるということは、退職後の将来設計についてもかなり狂ってくると思うんです。いろいろな、全国的な動きとか、いろいろあるかもしれませんが、橋本市においては、すぐに同じように実施することはないと思いますので、反対といたします。

○議長(岡 弘悟君) 次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市職員の退職手当に関する条例及び橋本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡 弘悟君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第6 議案第17号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第17号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第7 議案第18号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号 橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第8 議案第19号 橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番（井上勝彦君）これは高野口学校給食

センターで、給食センターが一つになるということではあるんですけども、片や、先日来も質問したんやけども、高野口学校給食センターが、要するに、なくなるというか、廃止にするわけですか。この条例によって完全に廃止になるわけですか。そこで、ここで質問するという内容的に一般質問のようなことはしませんけれども、なくなった後の給食センターの跡、私も大分提案もさせてもうたこともあるんやけども、例えば、西部中学校か、中国のああいう学校を呼んできて、貸してやるという話というんかが出ていますね。

学校の信太小学校はもう廃止になると。そういうことの中で、給食センターについては、今後そういう学校の生徒が来たときに、給食センターをその学校に買ってもらうというか、こうってもらうというかして、そして、そこでまた雇用が生まれるというようなことで、例えば、その学校法人に給食センターを使ってもらうというような、そういうこともできんもんかいなということで、そういう考えも我々は持つとんのやけども、市としてはそんな考えは何もなかったんかあるのかわからんのやけど、いっぺん話しかけていく必要があるんと違うかと。各学校がなくなってくるでしょう、信太小学校もなくなるし。そしたら、結局、高野口は寂しくなる。ほんで、そういうところをやっぱり雇用にもつなげるようなことで、そういうことも含めて廃止にあたっては考えていくべきやと思うんだけど、その件については答弁は難しいやろうけど、難しい答弁ではあるかと思えますけれども、それも含めて廃止についての後の利用価値を伸ばしていくために、どういうふうを考えておるか、どなたでも結構ですので、答弁のできる方、答弁しといてください。考え方というか、聞いたときです。

○議長（岡 弘悟君）教育長。

○教育長（小林俊治君）議員、いろいろご提案をいただきましてありがとうございます。私たち自身は、まずは売却の方向で考えています。できるだけ地域の方々の雇用も含めて、雇用できるような民間に売却できればということで、取り組んでいきたいと、このように思っていますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例に

ついて

○議長(岡 弘悟君) 日程第9 議案第20号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第10 議案第21号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する

条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第11 議案第22号 橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第11 議案第22号 橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第22号 橋本市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第12 議案第23号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第23号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第23号 橋本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第13 議案第24号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) 介護保険条例について、30年4月1日から施行になつとるわけやな。それについて、詳しくちょっと内容的に、どこどこが変わったんか、介護保険法に基づく3年にいっぺんの見直しがあるんだけど、本市においてもどこどこが変わったんかということ、ちょっとご説明しといていただけますか。

○議長(岡 弘悟君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 今回の条例改正につきましては、大きく分けて二つの点がございます。

一つは、保険料率の規定の見直しでございます。それと、もう一つは、罰則の規定の見直しについてでございます。

一番大きな内容の保険料率でございますけれども、介護保険制度では3年に1度、その事業計画を見直し、介護保険料率を定めることとされています。今回の条例改正は、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき、第7期の保険料率、額になるわけですが、の見直しを行うものでございます。

今回の主な、これに至った要因といたしましては、やはり第1号被保険者の負担割合の増加、これは国の制度の変更でございます。

それと、介護方針の改定がございました。それと、省令の改正、これは保険料の段階の区分の一部見直しがございました。それと、高齢者の進行に伴う、やはり認定者数や第1号被保険者数の増加もございました。このようなことを考慮しまして、第7期の保険料額につきましては、算定の結果、基準月額6,630円、基準年額といたしましては7万9,500円としております。なお、この額は第6期と比較しますと、基準月額で262円、4.11%の増加となっております。

それから、保険料率の規定の見直しとして、もう一点、所得の算定の部分がございます。この部分は租税特別措置法に規定される譲渡所得に係る特別控除額を控除した合計所得額を用いて保険料段階を判定すると、こういうふうに制度改正が行われたことに伴うものがございます。

次に、罰則規定の部分でございますけれども、このたびの制度改正におきまして、第2号被保険者の配偶者やその属する世帯の世帯主等にも質問検査権の対象となるよう検査権の範囲が拡大されたという点でございます。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）介護保険というのは、多くは、少なくないと思うんですが、低所得層の人がかなり占めていると思うんです。そういう意味での負担増というのはすごく賛成しかねるんですけども、詳しくお聞きしたいんですけども、所得別のランク1から11なんですけども、それぞれの1から11までのおよその人数を教えてくださいと思うんです。よろしくお願ひします。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時14分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）もうしばらくお待ちください。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前10時14分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）恐れ入ります。構成人数でございますけれども、2018年現在ということで、第1段階が3,829人、第2段階が1,406人、第3段階が1,303人、第4段階が3,137人、第5段階が2,240人、第6段階が2,997人、第7段階が2,779人、第8段階が1,124人、第9段階が416人、第10段階が272人、第11段階が201人、合計で1万9,704人となっております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第24号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第14 議案第25号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第15 議案第26号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（岡 弘悟君）日程第14 議案第25号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第15 議案第26号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第25号と議案第26号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論を行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第25号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について と、議案第26号 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号と議案第26号の2件については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第27号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第16 議案第27号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営

に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第27号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第27号 橋本市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第28号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第17 議案第28号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第28号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。